

静岡県立大学短期大学部入学者選抜実施本部規程

平成 19 年 4 月 1 日 規程第 112 号

改正 平成 23 年 4 月 1 日

(設置)

第 1 条 この規程は、静岡県立大学短期大学部入学者選抜監理規程第 2 条に基づき、静岡県立大学短期大学部入学者選抜実施本部（以下「実施本部」という。）に関する組織その他必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 実施本部は、静岡県立大学短期大学部における入学者選抜を総括実施し、その円滑な運営及び厳正な執行を図ることを目的とする。

(組織)

第 3 条 実施本部は、静岡県立大学短期大学部入学者選抜実施本部員（以下「本部員」という。）をもって組織し、本部員は次の各号に掲げる者を充てる。

- (1) 学長
- (2) 短期大学部部長
- (3) 事務部長
- (4) 学生部長
- (5) 附属図書館長
- (6) 短期大学部副部長
- (7) その他学長が指名する者

(本部員の任期)

第 4 条 本部員の任期は 4 月 1 日から 3 月 31 日までの 1 年とする。ただし、補欠の本部員の任期は、前任の残任期間とする。

(総本部長、本部長)

第 5 条 実施本部に総本部長を置き、学長をもってこれに充てる。

- 2 総本部長は、実施本部を総理する。
- 3 総本部長に事故あるときは、総本部長があらかじめ指名する本部員が、その職務を代理する。
- 4 実施本部に本部長を置き、部長をもってこれに充てる。
- 5 本部長は、実施本部を総務する。
- 6 本部長に事故あるときは、本部長があらかじめ指名する本部員が、その職務を代理する。

(入学者選抜の実施)

第 6 条 入学者選抜については、静岡県立大学短期大学部入学者選抜実施委員会の定めるところにより実施する。

(庶務)

第7条 実施本部の庶務は、学生室において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、実施本部の運営に関し必要な事項は、本部長が実施本部に諮って決定する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。